

(公印省略)

商観労企第161号

令和2年4月23日

各商工会議所会頭  
大分県商工会連合会会長  
大分県中小企業団体中央会会長  
大分経済同友会代表幹事

殿

大分県商工観光労働部長

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組について（依頼）

4月16日に「緊急事態宣言対象区域」が全都道府県に拡大され、本県においても、4月17日付け「緊急事態宣言対象区域の拡大等に伴う4月18日以降の対応」において、都道府県をまたぐ移動の自粛や観光施設等の集客施設における感染防止対策の徹底に加え、改めて、事業所における接触機会の低減のお願いを致したところです。

商工観光労働部としては、県内中小・小規模事業者の方々の事業継続及び雇用継続のための経済支援にWeb会議の活用含め全力で取組むとともに、同時に、当面の5月6日までの間、政府目標の人と人との接触機会の8割低減に向けて、時差出勤や自転車通勤、在宅勤務（テレワーク）、会議室を利用した執務による通常執務室の密度の低減などにより、接触機会の低減に努めているところです。

貴団体におかれましても、5月6日までの間、今一段、在宅勤務（テレワーク）、時差通勤や自転車通勤など接触機会の低減に努めていただきますよう、会員事業所（管内事業所）に対して周知をお願い申し上げます。

(参考)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る遊技施設の使用停止について

担当：商工観光労働企画課

企画管理班 宮本 阿部

商工団体班 奈須

電話：097-506-3215